

「後世に残したい店支援キャンペーン」企画/制作業務委託 プロポーザル実施要領

令和2年10月6日

佐賀県産業労働部

産業政策課

1 目的

近年、各地で少子高齢化、労働力人口の減少が進んでおり、地域に愛される店であっても、後継者不在により廃業せざるを得ない状況が出てきている。一部では、小規模な事業者であっても第三者へ事業承継することで存続した事例もあるものの、「自分の代で廃業しても構わない」と考える経営者も依然多く、こうした店の廃業を食い止めるためには、経営者の事業承継意欲を喚起する必要がある。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの事業者が大きな影響を受けている中、飲食店は特に大きなダメージを受けており、このまま放っておくと、「地域に愛される飲食店が気付いたときにはなくなっていた」、「地域で愛されてきたあの味がもう味わえない」、という事態を招き、ひいては、貴重な地域資源が失われ、地域の活力も失われていく恐れがある。

こうしたことから、地域住民等が「後世に残したい」と思う飲食店を県内外に情報発信することで、その価値を可視化し、多くの人で共有することにより、経営者の事業承継意欲の喚起と後継者探しの後押しを行うため、下記のとおり、「後世に残したい店支援キャンペーン」企画/制作業務委託事業を実施することとし、委託業者選定のための本プロポーザルを実施する。

2 委託業務の概要

別添1「業務委託仕様書」のとおり

3 参加要件

〈単独事業者の場合〉

本プロポーザルに参加する者は、次の全ての要件を満たすものとする。なお、参加要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る))であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続きが開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募開始の日以前6ヶ月以内に金融機関において、不渡り手形等を出していないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当するものでないこと、並びに次の②から⑦に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

（複数事業者による共同事業体（JV）の場合）

参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- （1） 全ての構成員が上記〈単独事業者の場合〉の（1）～（6）の条件を満たすこと。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（県との関係においては、再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

- （2） 全ての構成員は、ほかの共同事業体の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

4. 募集方法

佐賀県のホームページに当該業務の本プロポーザルを実施する旨の案内を掲載する。

5 本プロポーザルのスケジュール及び実施方法

参加者から提出された企画提案書等について、プレゼンテーション形式のプロポーザルによる審査を行い、最も優れた評価を得た者を契約候補者とする。

（1） スケジュール

公募開始	令和2年 9月30日（水）
質問書受付締切	令和2年10月 9日（金） 17時15分まで
プロポーザル参加申込締切	令和2年10月14日（水） 17時15分まで
企画提案書等提出締切	令和2年10月20日（火） 17時15分まで
プレゼンテーション、審査会	令和2年10月22日（木） 午前
契約候補者決定	令和2年10月26日（月）（予定）

（2） 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等、口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 受付期間 令和2年9月30日（水）～10月9日（金） 17時15分まで（必着）
- ③ 提出先 佐賀県産業労働部産業政策課（担当：八山、萩尾）

住所：840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL：0952-25-7182

FAX：0952-25-7270

Mail：sangyouseiskau@pref.saga.lg.jp

- ④ 提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵送又は持参
 - ・電子メール及びファクシミリの場合は、送信後、着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回 答 令和2年10月13日(火)までに質問者に対し、電子メールにより回答する。
また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

(3) 本プロポーザルへの参加申込

- ① 提出書類
 - ア 参加申込書(様式2)
 - イ 団体概要及び実績書(様式3)
 - ウ 誓約書(様式4) ※複数事業者による共同事業体(JV)の場合は全構成員分提出すること。
- ② 受付期間 令和2年9月30日(水)～10月14日(水) 17時15分まで(必着)
 - ・期限までに必要書類の提出がなかった場合、本プロポーザルへの参加は認めない。
- ③ 提出先 上記(2)の③に同じ
- ④ 提出方法 電子メール、郵送又は持参
- ⑤ 提出部数 各1部

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出書類
 - ア 企画提案書(任意様式)
 - イ 見積書(任意様式)
- ② 受付期間 令和2年10月14日(水)～10月20日(火) 17時15分まで(必着)
- ③ 提出先 上記(2)の③に同じ
- ④ 提出方法 郵送(簡易書留等、送達の記録が残る方法に限る。)又は持参
- ⑤ 提出部数 5部 及び 電子データで1部

(5) プロポーザル(プレゼンテーション)の実施

- ① 日 時 令和2年10月22日(木) 午前
 - ・個別の時間については、参加者に別途連絡する。
- ② 場 所 佐賀県庁新館11階 1号会議室
- ③ 実施方法 参加者は、事前に提出した企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行う。
1参加者についてのプレゼンテーションの時間は40分以内(説明20分以内・質疑応答 20分以内)とし、参加人員数は4名までとする。
なお、プレゼンテーションは、当該事業に携わる責任者が行うこと。
- ④ そ の 他 プレゼンテーションにあたっては、県がプロジェクターを準備するので、利用する場合は、当日、データ、パソコン(接続環境含む。)を持参すること。

(6) 審査

審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、最優秀者を決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ① 審査項目 別添2「評価基準」のとおり
- ② 結果通知 すべての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

6 契約に関する事項

(1) 契約候補者

県は、審査において最優秀者として決定した者を、本業務委託に係る契約候補者とする。ただし、次のいずれかの事由により契約を締結できない場合には、次点者を契約候補者とする。

- ① 契約候補者が、本プロポーザルの参加要件を満たさないこととなったとき
- ② 契約候補者が本業務の契約締結を辞退したとき
- ③ その他の理由により契約候補者と契約締結が不可能となったとき

(2) 契約金額

契約金額は、別添業務委託仕様書に記載の委託上限額を超えないものとする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重したうえで、候補者との協議により定める。なお、協議の過程で提案の一部（内容、金額）について変更を求めることがある。
- ② 企画提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ県の承諾を得ること。

7 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画提案書は、参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は、認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、本プロポーザルに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。
- (6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに8の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

8 問い合わせ先

佐賀県産業労働部産業政策課（担当：八山、萩尾）
住所：840-8570 佐賀市城内1-1-59

TEL : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 1 8 2

FAX : 0 9 5 2 - 2 5 - 7 2 7 0

Mail : sangyouseisaku@pref.saga.lg.jp